## 主 文 原判決を破棄する。 被告人らは無罪。 理 由

本件控訴の趣意は、各被告人及び弁護人駿河哲男外一名並びに同高橋融外四名作成の各控訴趣意書記載のとおりであり、これに対する答弁は検事辰巳信夫作成の答弁書記載のとおりであるから、これを引用する。これに対し当裁判所は次のとおり判断する。

原審記録及び証拠物を精査し、当審における証拠調の結果に徴し按ずるに、

弁護人駿河哲男外一名の所論は、原判決摘示の弁護人らの主張に対する判断の項 第四公訴棄却の申立に対する判断に対する非難であるが、この点に関する原審判断 は首肯できるのであつて、所論は独自の見解にすぎず、論旨は理由がない。

次に被告人ら及び弁護人らの爾余の論旨に関する原審判断も亦概ねこれを首肯するに足りるのであるが、当裁判所は法令の解釈適用につき別異の見解を有するので、職権をもつて按ずるに、

原審は証拠に基づき末尾添付別紙(一)の事実を認定し、被告人らの禁止文書頒布の所為に対し、公職選挙法二四三条五号、一四六条一項を、政治的目的を有する文書を配布した所為に対し、国家公務員法一一〇条一項一九号、一〇二条一項、人事院規則一四—七、五項一号、六項一三号を各適用したのであるが、

〈要旨〉ところで、選挙運動とは特定の選挙につき特定の議員候補者を当選させる ため投票を得又は得させるに付き、〈/要旨〉直接又は間接に必要且つ有利な周旋、勧 誘若しくは誘導その他諸般の行為をすることといわれる(昭和三八年(あ)第九八 四号、同年一〇月二二日第三小法廷決定、刑集一七巻九号一七五五頁参照)のであ るが、ここで問題となるのは特定の議員候補者を当選させるためという意味である。公職選挙法では選挙は投票により行い、選挙人は投票用紙に当該選挙の公職の 候補者一人の氏名を自署して投票するいわゆる単記投票の方式をとつている。即ち 投票は確定の一人の候補者に向けられているのであるから、選挙運動にいう特定の 議員候補者を当選させるためということも、確定の一人の候補者の当選目的を意味 するのであって、複数の候補者の当選目的ということは、選択的に多数の中から確 定の一人に一票を求めるという選挙運動の本義に添わないものである。(もつと も、選挙区を異にする場合は各選挙区毎に確定の一人ということになるから、多数選挙区の各確定の一人の候補者の総計ということになれば、確定の複数の候補者の 当選目的ということが特定の候補者の当選目的ということを意味し得るのは勿論で ある。)このように解することは、選挙の実態にも即するし、公職選挙法の目的に も添うものと考える。蓋し、公職選挙法一条は「この法律は、日本国憲法の精神に 則り、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長を公選する 選挙制度を確立し、その選挙が選挙人の自由に表明せる意思によつて公明且つ適正 に行われることを確保し、もつて民主政治の健全な発達を期することを目的とす る。」と規定しているのであるが、選挙運動はもとより政治運動の一形態であり憲 法二一条の保障する表現の自由の政治面における最も普遍的な行為現象であるか ら、その解釈は厳格になされるべきであり、公職選挙法の定める選挙運動のために 使用する文書の頒布等の制限規定についていえば、その制限目的は経済的事由と選 挙の公正を理由とするものであろうが、紙に関する経済的理由は現今その意味を失 い、選挙費用の平等等の問題は選挙費用額の制限をもつて賄い得ることであるか ら、本来自由であるべき個人の政治運動の制限としては選挙の公正即ち選挙人の自

由な意思の表明を阻害するか否かにかかるといえるのであるが、自由意思の阻害は確定の一人の候補者の当選目的の場合にこそその意味があり、確定はしていても複数の候補者を選択的に推薦する場合は自由な選挙意思の拘束、阻害として刑罰をもつて臨むべき行為とは解せられないのである。

かようにみてくると、確定されてはいるが、選挙区毎に複数の政党名及びその各候補者の氏名を列記した文書は、候補者の特定を欠くが故に、それだけでは公職選挙法一四二条一項の選挙運動のためにする文書に該らないし、又それを頒布しても、右複数の確定者の一選挙区における確定の一人のための当選目的を認めるべき特段の事情がない限り、選挙運動のために使用する文書の頒布禁止を免かれる行為として同法一四六条一項の禁止に違反するものとはいえないのである。(このような解釈が、公職選挙法一四二条、一四六条の合憲性を判示した最高裁判所判例(昭和三〇年四月六日刑集九巻四号八一九頁、同年三月三〇日同集同巻三号六三五頁各大法廷判決等)に反するものでないことは説明を要しない。)

本件文書は、前記のように革新政党の候補者を推薦し、各選挙区毎に社会党、共産党の複数候補者の氏名を列記したものである。(もつとも、伊豆七島については共産党候補者一名のみを記載しているが、文書の綜合的判断からこの者についてのみ特段の意味をもたせるわけにはいかない。)その内容は革新候補者らの推薦であり、確定の一人の候補者の当選を得させることを目的とするものとは認められない。その配付行為等から綜合判断しても、その目的を確定の一人の当選に限定すべき特段の事情は見当らないのであつて、選挙運動のために使用する文書の頒布の禁止を免かれる行為とは認められないのである。被告人らの本件文書の頒布は公職選挙法一四六条一項に違反しない。

二、次に国家公務員法違反の点であるが、人事院規則一四—七、五項一号は政治的目的として同規則一四—五に定める公選による公職の選挙において、特定の候補者を支持し又はこれに反対することと定めているのであるが、ここにいう特定の意義は前記選挙運動に関して判示したように確定の一人を意味するものと解する。

蓋し、政治的目的一般としては特定の意味を確定の複数者とも解し得る余地はあるが、本号の目的は正に公職選挙法一三六条の二において公務員の選挙運動とみなの地位利用を要件としてはいるが、人事院規則一四一七、六項一三号に定めるもの地位利用を要件としてはいるが、人事院規則一四一七、六項一三号に定めるは、公政治的行為と等しい。しかして、その違反に対する法定刑は、公職選挙法においては二年以下の禁錮又は三万円以下の罰金であり(同法二三九条の二、二項)、国家公務員法違反においては三年以下の懲役又は一〇万円以下の罰金である(同法二〇条一項一九号)。もとより各法の立法目的は異なるであろうが、行為の目的、内容を同じくする二者については、刑の均衡の面からいつても後者において定める意味よりも広義に解すべきではないと考える。それ故本件文書は候補者の特定性を欠き政治的目的を有する文書に当らない。

文書は候補者の特定性を欠き政治的目的を有する文書に当らない。 三、ところで、仮に前記特定の意義を確定の一人と限定すべきではなく、確定の複数者をも含むと解するのが正当であるとして、更に本件被告人らの所為の可罰性について考察するに、

先ず、国家公務員法違反の点から按ずるに、国家公務員が他の公務員と異なり政治的目的を有する政治的行為を処罰されることは合理的な理由があることではあろうが、この点に関し一応政治的目的、政治的行為という二重の枠はめはしているにせよ、いわば一般的禁止を規定する国家公務員法、人事院規則の法条は憲法二一条

しかして、この理は、被告人らの所為の公職選挙法二四三条五号該当性について も妥当し、たまたま被告人らの所為が形式上公職選挙法一四六条一項違反に該当す るにせよ、その行為の態様、被告人らの主観において行為の通常性を有し、実質的 違法性を欠き被告人らの所為は公職選挙法二四三条五号に該当しない。

してみれば、以上いずれの面からみても本件は罪とならない。

よつて、爾余の論旨に対する判断を省略し、刑事訴訟法三九七条、三八〇条に則り、被告人らに対し有罪を認定した原判決を破棄し、同法四〇〇条但書に則り更に判決する。

本件公訴事実は末尾添付別紙(二)のとおりであるが、右記の理由により被告人らの所為は罪とならないことになるから、同法四〇四条、三三六条に則り被告人らに対し無罪の言渡をする。

よつて、主文のとおり判決する。

(裁判長判事 堀義次 判事 高橋幹男 判事 林修) 別紙(一)

(罪となるべき事実)

被告人ら三名は、何れも、総理府事務官として、東京都新宿区若松町九五番地所在の総理府統計局(以上「統計局」と略称)に勤務し、被告人Aは同局製表部受託製表課第五係に、被告人A1は同局製表部経済製表課家計調査換算第三係に、また被告人A2は同局製表部人口製表課職産符号第二係に夫々所属する一般職の国家公務員であり、夫々、昭和四〇年七月当時組合員約四〇〇名を有した統計局職員組合に所属したものであるが、被告人ら三名は、夫々、昭和四〇年七月八日公示に基き同年同月二三日施行の東京都議会議員選挙に際し、別紙一覧表(一)及び(二)記載の日本社会党から立候補したBほか五六名、日本共産党から立候補したB1ほか

三五名の当選を得しめる目的で、その選挙運動の期間中である昭和四〇年七月九日、前記統計局構内において、公職選挙法第一四二条の禁止を免れる行為として第一、被告人Aは、右同日午前八時五〇分ごろから同日午前九時七分ごろ迄の間、前記統計局西門内側附近において、単独若しくは右統計局職員組合の書記で国 家公務員たる資格を有しないCと共謀のうえ、縦約一八センチメートル、横約二五 センチメートルの藁半紙を半裁にした用紙の表面に、縦書で二行に「都議選いよい よ始まる」「=我々の真の代表を選ぼう=」と比較的大きな文字で表題を付し、さ らに行を改めて、「参議院選挙が終り都議選も昨8日告示され開始された。今回の 都議選は長い間隠されていた自民党議員の汚職が、都民の前に明るみに出され、" 自民党都政はもう許せない"という激しい都民の怒りの中で、都議会解散を勝ちと つた選挙です。参選における自民党の完敗は都民がこうした都議会における汚職、 腐敗の政治に対してきびしい判断を下した結果なのです。高物価、重税、交通地 獄、水ききんと毎日悩まされているのはこの悪政の結果です。住み良い明るい東京 都にする為に重要な選挙です。我々の代表を一人でも多く出す様みんなで一人の棄権者もなく23日は投票しましよう。組合としては大会の政治活動の自由、政党支持の自由の原則の上に立つて先の中央執行委員会で社、共両党支持を決定し、都議 選において次の候補者を推せんいたしましたのでお知らせいたします。」と、 行に亘り、比較的小文字で記載し、さらにその余白(表面の紙面の約半分弱)及び これに続けてその裏面の約三分の一弱を費し、上、下二段に枠組をして、その各枠 内をさらに横に三段に分ち、各々上から選挙区、社会党所属の同選挙立候補者氏 内をさらに傾に二段にから、合ペエから選手は、社会を別属と関係する場所に 名、共産党所属の同様立候補者氏名(記載上は単に社会党、共産党と表示)と区分 をした欄内に、社会党については千代田区ほか二三の特別区、北多摩郡ほか二郡、 八王子市ほか八市に亘る前記一覧表(一)記載のその立候補者の全員、共産党につ いては右選挙区のほか伊豆七島を含めた各選挙区に亘る右一覧表(二)記載の殆ん どの立候補者(新宿区において立候補した共産党のDのみを除く全員)の氏名を表 示(なお、社会党についてはD1をD2と、D3をD4と、D5をD6と、共産党 についてはD7をD8と、D9をD10と夫々表示)し、これに引き続いて、右裏面の余白に原水禁大会についての日程、原水禁問答、ソフト寄席の案内等を記載 し、その裏面左下隅に統計職組教宣ニユースNo.一五〇なる記載のあるビラー一枚を 折柄登庁中の同局職員E、E1 (以上同被告人のみの単独犯)、E2、E3、 4、E5、E6、E7 (情を知らない右E6を介して配布)、E8、E9、E10 (以上Cと共謀) に対し夫々一枚宛配布し、

第二、 被告人A1は、右同日午前九時ごろから同日午前九時八分ごろ迄の間、右統計局北側の仮門内側附近において、右統計職組教宣ニユースNo.一五〇、六枚を折柄登庁中の同局職員E11、E12、E13、E14、E15、E16に対し、夫々一枚宛配布し、

第三、 被告人A2は、前記統計局勤務の職員で右組合所属の氏名不詳の組合員二名位と共謀のうえ、同日午前八時四五分ごろから同日午前九時一〇分ごろまでの間、右統計局南側の裏門内側附近において、右統計職組教宣ニュースNo.一五〇、一四枚を、折柄登庁中の同局職員E17、E18、E19、E20、E21、E22、E23、E24、E25、E26、E27、E28、E29、E30に対し、夫々一枚宛配布し

1 もつてこれを頒布するとともに、政治的目的を有する右のような統計局職員組合発行名義の文書を夫々配布することによつて、人事院規則で定める政治的行為をしたものである。

別紙一覧表(一)

<記載内容は末尾1添付>

別紙一覧表 (二)

<記載内容は末尾2添付>

別 紙 (二)

<記載内容は末尾3添付>